

令和7年度第2回いちき串木野市洋上風力発電調査研究協議会議事メモ

日 時：令和8年2月2日（月）15:00～16:58

場 所：いちき串木野市役所 防災センター会議室

■参加者

●委員

串木野市漁業協同組合 代表理事組合長	早崎 達哉
鹿児島県漁業協同組合 串木野市島平支所 支所運営委員長	迫田 洋則
市来町漁業協同組合 代表理事組合長	大久保 光朗
いちき串木野市まちづくり連絡協議会 本浦地区まちづくり協議会会長	大西 隆志
いちき串木野市まちづくり連絡協議会 支え合う川南みんなの会	米園 仁志
いちき串木野市地域女性団体連絡協議会 副会長	小原 文子
いちき串木野市地域女性団体連絡協議会 監事	宇都 トミ子
いちき串木野商工会議所 会頭	勘場 裕司
市来商工会 会長	松下 明弘
鹿児島県商工労働水産部エネルギー対策課 主幹	兼田 英雄
いちき串木野市 副市長	出水 喜三彦
いちき串木野市 企画政策課長	山崎 達治
いちき串木野市 ハイテク課長	長崎 崇
いちき串木野市 水産商工課長	榎並 哲郎
いちき串木野市 都市建設課長	吉見 和幸
いちき串木野市 市民生活課長	西久保 敏彦

●オブザーバー

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構 串木野国家石油備蓄基地事務所 所長	久保 博一
日置市 総務企画部企画課 課長	園田 賢一
日置市 総務企画部企画課 参事	内田 崇
日置市 総務企画部企画課 ゼロカーボン推進係 係長 (傍聴)	井上 英樹
薩摩川内市 経済シティセールス部 産業戦略課 産業グループ 主事	山本 志優

●事務局

いちき串木野市 産業立地課 課長	大平 博喜
いちき串木野市 産業立地課 エネルギー・企業立地係 係長	猪之鼻 友和
いちき串木野市 産業立地課 エネルギー・企業立地係 主事	齋藤 瑠汰

■欠席者

鹿児島県漁業協同組合羽島支所 支所運営委員長	入枝 明仁
NPO 法人鹿児島いちき串木野観光物産センター 理事長	久木山 瞳男
いちき串木野薩摩沖 次世代エネルギー推進協議会会長	福留 進
甑島商船(株) 取締役海務部長	石原 義三
南薩砂利(株) 代表取締役	北山 和博
●オブザーバー	
江口漁業協同組合	久木留 秀行

1. 開会

2. 挨拶

3. 協議事項

(1) 「洋上風力発電について」

鹿児島県商工労働水産部エネルギー対策課 主幹 兼田 英雄 氏

(県) (1) いちき串木野市沖の海域（4 漁協共同漁業権内）について、令和 7 年 4 月に国へ情報提供を行った。

(2) 令和 7 年 10 月時点の全国の区域の指定状況において、「いちき串木野市沖」は「準備区域」に位置付けられている。

(3) 準備区域に整理された主な理由は、シートライアル（試運転）の想定海域との重複が確認されたこと、外航貨物船（木材輸出を含む）の関係者への説明が不十分であり、理解促進が必要と判断されたものである。

(4) 県としては、今後の対応として、関係省庁の意見を踏まえ、いちき串木野市と連携して利害関係者等との必要な調整を行う。

(2) 「先進地視察について」（事務局）

① 秋田県秋田市先進地視察

② 長崎県五島市、福岡県北九州市先進地視察

(事務局) (1) 令和 7 年 10 月 8 日から 9 日、秋田市へ先進地視察を実施し、市民 19 名が参加した。

(2) 視察後のアンケートでは、参加者全員（100%）が「理解が深まった」と回答した。

(3) 令和 8 年 1 月 15 日から 16 日、五島市、北九州市へ先進地視察を実施し、市内事業者 18 名が参加した。

(4) 視察後のアンケートでは、事業者全員（100%）が、いちき串木野市での事業推進を「期待している」と回答した。

(3) 今後のスケジュール等について

(事務局) (1) 国への情報提供や有望区域指定を見据えたスケジュールを共有する。

(2) 調査研究協議会や市民向け視察を通じて、理解促進と合意形成を段階的に進める方針である。

4. 講 演

- (1) 題目「洋上風力発電事業における海洋環境等の保全に係る新たな枠組みについて」
環境省 大臣官房 地域政策課 洋上風力環境調査室 室長補佐 野玉 悠葵 氏
- (2) 題目「洋上風力発電に係る環境影響について」
環境省 大臣官房 環境影響評価課 課長補佐 會田 義明 氏
- (題目 1) (1) 現行制度では、区域指定と環境アセスメント手続きが独立しており、適正な環境配慮や
(国) 手続きの効率化に課題がある。
- (2) 複数の事業者が同一海域で個別に調査を行うことにより、地域の負担や行政コストが増
大している。
- (3) 新たな枠組み（領海内）では、環境省が早期に情報を収集・整理し、その結果を経済
産業省および国土交通省に通知する仕組みを導入する。
- (4) 環境省が事前に「調査方法書」を作成し現地調査を行うことで、事業者が行うべき一部
の手続きを適用除外とすることが可能となる。
- (5) これにより、地域の混乱回避や行政コストの増大といった課題の解消を図る。
- (6) 選定事業者は、環境省の調査結果を考慮して具体的な事業計画（準備書・評価
書）を作成することとする。
- (7) 排他的経済水域（EEZ）においても、早期段階で環境省が文献調査等を行い、環境
保全上避けるべき区域を特定する。
- (8) EEZにおいては、環境省の結果を踏まえて経済産業省が募集区域を指定し、事業者が
発電事業の申請を行う流れとなる。
- (題目 2) (1) いちき串木野市沖における鳥類や海生生物への影響について、専門家への学識ヒアリン
(国) グが実施された（市実施）。
- (2) 環境省は令和 5 年 12 月に、アセスメント手法をまとめた「技術ガイド」を公表した。
- (3) この技術ガイドには、欧州の事例や科学的知見が図や写真を用いて分かりやすく収録さ
れている。
- (4) 技術ガイドの参考資料には、水質、振動、電磁波など計 16 の項目に関する情報が記
載されている。
- (5) 低周波音・健康被害に関する整理について、過去の苦情の多くは風車以外の設備が原
因であるケースが多い。洋上風力を原因とする健康被害について、環境省として確認した事
例はない。
- (6) 「不安の存在」と「被害の事実」を切り分けて考える重要性を提示。
- (委員 A) (1) 漁業影響調査は国で実施するのか。それとも、どこが実施するのか。
- (国) (2) 環境省は魚類等の有無について調査するが、漁業への影響に関しては選定事業者が実
施することになる。

(委員 A) (1) 風車騒音の 30~40 デシベルは、どの程度の音として感じられるか。

(国) (2) 風車が発する音は、特別なものというわけではない。仮に風車の低周波音によって健康被害が起きるならば、もっと大きな低周波音を発している自動車の近くや鉄道の付近でも同様の問題が生じるはずである。また、波が碎ける音も非常に大きな低周波音を含んでいる。このように、自然界にも低周波音は存在しており、風車だけが特別な低周波音を発しているわけではない。

5. その他

6. 閉会